



あけまして
おめでとう
ございます

税務と経営

編集発行人
税理士

村野 幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 10日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

ワンポイント スマホ申告が更に便利に

令和2年分申告では100万人以上が利用したスマートフォンによる確定申告。令和3年分からは、上場株式等に係る繰越損失等の申告ができるほか、カメラで源泉徴収票を読み取れば記載された金額等を国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」へ自動反映できるようになるなど更に便利になっています。

1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付
1月11日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税／5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税／給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務／労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

税制優遇措置あり 小規模 企業共済 を有効活用しよう

国の機関である中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積立てによる退職金制度です。令和3年3月現在、全国で約153万人が加入しています。

今回は、廃業や退職時の生活資金としても役立つ同制度の概要、税務処理等における取扱いについて見ていきます。

▲制度の概要

- ① 1 加入資格（主なもの）
建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）、不動産業、農業などの場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主又は会社等の役員
- ② 商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主又は会社等の役員
- ③ 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ④ 前記①と②に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）
- 2 掛金
掛金は月額、1000円から7万円までの範囲内（500円単位）で自由に選択でき、一度掛け金を決めても増額又は減額も可能です。また、前納すると一定割合の前納減額金を受取ることができます。

3 共済金（解約手当金）
契約者の立場や請求事由により受取る共済金は種類が異なり、個人事業主の場合、法人の役員の場合は右表のとおりです（共同経営者の場合は省略）。

なお、掛金納付月数が6か月未満の場合は、「共済金A」、「共

	個人事業主の場合	法人（株式会社など）の役員の場合
共済金等の種類	請求事由	請求事由
共済金 A	①個人事業を廃業の場合（※1）（※2） ②共済契約者の死亡の場合	法人の解散の場合
共済金 B	老齢給付（65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方）	①病気、怪我により、または65歳以上で役員を退任した場合（※4） ②共済契約者の死亡の場合 ③老齢給付（65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方）
準共済金	個人事業を法人成りした結果、加入資格がなくなったため、解約した場合（※3）	法人の解散、病気、怪我以外の理由の場合、または65歳未満で役員退任の場合
解約手当金	①任意解約 ②機構解約（掛金を12か月以上滞納した場合） ③個人事業を法人成りした結果、加入資格はなくなかったが、解約をした場合（※3）	①任意解約 ②機構解約（掛金を12か月以上滞納した場合）

※1 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件です。

※2 平成28年3月以前に、配偶者または子へ事業の全部を譲渡したときは、「準共済金」です。

※3 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、「共済金A」となります。

※4 平成28年3月以前に、病気または怪我以外の理由による退任をしたときは、「準共済金」となります。

済金B」が、12か月未満の場合には、「準共済金」と「解約手当金」は支払われず、また20年未満の任意解約では、「解約手当金」が掛金合計額を下回ります。

共済金等の受取方法は、「一括受取り」や「分割受取り」のほか、「一括受取り」と分割受取り

の併用」の3種類があります。ただし、「分割受取り」と「一括受取りと分割受取りの併用」を希望する場合は、請求事由が共済契約者の死亡でないこと等の要件を満たす必要があります。

4 貸付制度

制度に加入すると、掛金から算定した貸付限度額の範囲内で、①一般貸付け、②緊急経営安定貸付け、③傷病災害時貸付け、④福祉対応貸付け、⑤創業転業時・新規事業展開等貸付け、⑥事業承継貸付け、⑦廃業準備貸付けといった貸付制度が受けられます。

▲税務上の取扱い

同制度における掛金支払時及び共済金・解約手当金受取時の税務上の優遇措置は大きなメリットとなります。

1 掛金支払時

掛金全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象となる所得から控除できます。また1年以内の前納掛金も同様に控除できます。なお、掛金は共済契約者自身が払い込むことになるため、法人の損金や個人

の事業所得等の必要経費に算入することはできません。掛金の全額所得控除による節税額は左表のとおりです。

2 共済金・解約手当金受取時

受け取る際の年齢や、一括又は分割などの受取方法などで税

課税される所得金額	加入前の税額（円）		加入後の節税額（円）		
	所得税	住民税	掛金月額1万	掛金月額3万	掛金月額7万
200万円	104,600	205,000	20,700	56,900	129,400
400万円	380,300	405,000	36,500	109,500	241,300
600万円	788,700	605,000	36,500	109,500	255,600
800万円	1,229,200	805,000	40,100	120,500	281,200
1,000万円	1,801,000	1,005,000	52,400	157,300	367,000

※「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から基礎控除・扶養控除等を控除した額で課税対象となる額をいいます。税額は、平成29年4月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円として計算。

法上の取扱いが、「退職所得」、「公的年金等の雑所得」、「みなし相続財産」、「一時所得」に分かれますので注意が必要です（下表参照）。

(1) 退職所得

原則、収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額を求め、その額に2分の1を乗じた額が所得税の課税対象となります。他の所得とは合算せず、切り離して税額を計算します。

(2) 公的年金等の雑所得

収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額が所得税の課税対象となります。

(3) みなし相続財産

民法上の相続財産ではありませんが、相続で取得したものとみなして相続税の課税対象となります。相続人が取得した場合、500万円×法定相続人の数の非課税限度額があります。

(4) 一時所得

収入金額から、その収入を得るために支出した金額及び特別控除額（最高50万円）を差し引いた後の金額を求め、その額に2分の1を乗じた額が所得税の課税対象となります。

制度の詳細は、中小機構HPをご覧ください。

【参考資料】
中小機構HP



受取方法	税法上の扱い
共済金または準共済金を一括で受け取る場合	退職所得扱い
共済金を分割で受け取る場合	公的年金等の雑所得扱い
共済金を一括・分割併用で受け取る場合	(一括分) 退職所得扱い (分割分) 公的年金等の雑所得扱い
遺族が共済金を受け取る場合（死亡退職金）	(相続税法上) みなし相続財産
65歳以上の方が任意解約をするまたは65歳以上の共同経営者が任意退任をする場合	退職所得扱い
65歳未満の方が任意解約をするまたは65歳未満の共同経営者が任意退任をする場合	一時所得扱い
12か月以上の掛金の未払いによる解約（機構解約）で解約手当金を受け取る場合	一時所得扱い

新年のご挨拶

新しい年、令和4年が始まりました。

昨年(2021年)の7月から8月にかけて開催された「東京オリンピック・パラリンピック」では、日本選手はオリンピックで58個、パラリンピックで51個のメダルを獲得しました。今年も2月から北京で冬季オリンピック・パラリンピックが開催される予定ですので、日本選手の活躍が期待されます。

今年1月から、勤続年数5年以下の法人役員等以外の者への退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円超の部分は、これまでの2分の1課税が適用除外となりましたので、従業員への退職金の計算にあたっては注意が必要です。昨年10月から、消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)を行うための「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まっています。制度開始は令和5年10月ですが、免税事業者等は対応を考えておきたいところです。

今年4月1日から民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、年齢要件を定める法令について必要に応じて年齢が18歳に引き下げ(女性の婚姻年齢は18歳に引き上げ)られ、税務関係でも相続における未成年者控除や、父母、祖父母から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例、相続時精算課税適用者などが「20歳」から「18歳」となりますので、適用する際は確認が必要です。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

世界の税金 (イギリス・ロンドン)

ロンドンでは世界的に有名な市内の交通渋滞緩和のため、2003年から、「渋滞税」(CONGESTION CHARGE)を導入しています。

渋滞税は、監視カメラで監視される指定エリア内の道路を利用する場合に、1日につき15£のチャージが発生するものです。支払い方法は指定の小売店、インターネット等があり、利用の90日前から当日までに支払いを済ませる必要があります。エリア内の居住者は90%割引、電気自動車などの場合は100%免除となり、支払いを怠ると最大240£の罰金、悪質な場合は車両の輪留めや撤去の措置もあります。

導入後、エリア内の交通量は導入前の約84%程度となり、一定の効果が認められています。

KEY WORD 源泉所得税納期の特例

従業員の給与等から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は原則、給与等を支払った日の翌月10日までに納付しますが、給与の支給人員が常時10人未満の場合は納付手続を簡単にするために、年2回にまとめて納付する「納期の特例」があります。

繁忙期にはアルバイトを雇用するなど10人以上となりますが、平常は10人未満である場合などは、特例が適用できます。

具体的な納付期限は、次のとおりです。

- ① その年1月～6月までの源泉徴収分
その年7月10日
- ② その年7月～12月までの源泉徴収分
その年の翌年1月20日

なお、納付期限が日曜日及び土曜日の場合は、その休日明けの日となります。

特例を受けるには、給与を支払う会社等の所轄税務署長へ「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して承認を受ける必要があります。